

3・4 ウイルス性肝炎対策の推進に関する意見書

国民に感染が広がっていると言われるC型肝炎は、本人が感染を自覚しないことが多く、気づかないうちに慢性肝炎から肝硬変や肝がんへ進行する可能性があるため、早急な対応が課題となっている。

こうした中、国B型、C型肝炎検査を行う体制の整備を図るなど、総合的な対策に取り組んでいるが、さらに、その根絶に向けて、低迷する検診率やC型肝炎感染の一因とされる未処理のフィブリノゲン製剤(止血剤)の使用追跡調査などの問題を解決するとともに、安心して診療等を受けられる体制を整備することが必要である。

よって、国におかれては、B型、C型などのウイルス性肝炎対策の一層の推進を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 追跡調査により感染実態を究明し責任の所在を明確にするとともに、感染者の早期治療を促すこと。
- 2 予防接種や血液製剤、輸血による感染の可能性を周知するとともに、公費によるウイルス性肝炎の検査制度を確立すること。
- 3 ウイルス性肝炎や肝硬変、肝がんに対する新しい治療法の研究・開発を促進すること。
- 4 診療等にかかる費用の自己負担の軽減措置を講ずること。
- 3 日常生活における差別・偏見を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土森正典

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣